

## 2010 年度国際法 1 : 授業紹介

### 《国際法のわかりづらさ (?)》

#### ○ 社会環境における違い

国内社会：国家による法の独占 → 法源＝国家権力

国際社会：中央集権的権力の不在 → 法源の多様性：条約、慣習法、法の一般原則

#### ○ 働き方における違い

国内社会：権力機構による執行 → 裁判および行政手続を通じた法の実現

国際社会：法執行のための独自の権力機構を有しない → 各国家による実施と調整

\* 国際法は法か？国際「法」を論じることには何か意味はあるのか？

← 国内法をモデルとして「法」を定義づけることに問題はないか？

⇒ 国際法は法が歴史的な存在であること、またそのあり方は多様であること知る格好の素材

### 《国際法のアクチュアリティ》

#### ○ 国際法は日々の国際関係の中で定立、適用、実施されている

- ・ 他国の排他的経済水域で日本の漁船が操業できるのはなぜか？
- ・ 他国の領空を航空機で飛行し、海外旅行にいけるのはなぜか？
- ・ 海外電話をかけたり、世界中のインターネット・サイトを閲覧できるのはなぜか？
- ・ 安保理決議をめぐる各国の代表が一言一句をめぐる議論するのはなぜか？ etc.

← 諸国家はこうした問題について単なる利害計算に基づく行動としてではなく、守らなければならない法があるのであり、それに従うことを前提として行動

⇒ 国際法は国際関係の動きを理解するための知識・情報となっている

例：北朝鮮によるロケット発射をめぐる報道

- ・ ロケット発射が何に違反するのか？なぜ違反が問題なのか？
- ・ 日本政府は安保理決議による「違反」の認定を得ることで何を狙ったのか？
- ・ 議長声明の場合、メディアの言うように「実効性」に違いがでるのか？

\* 講義を通じてこうした国際法を知る上での基本的な歴史、概念、法的枠組みを学んでほしい